参考資料

令和元年第4回三豊市議会定例会
提出議案（条例関係）新旧対照表

		ページ番号
・議案第112号関係 （地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について）	・・・	1
・議案第113号関係 （公共施設使用料統一に伴う関係条例の整備について）	・・・	8
・議案第114号関係 （三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について）	・・・	42
・議案第115号関係 （三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について）	・・・	43
・議案第116号関係 （三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について）	・・・	44
・議案第117号関係 （三豊市支所設置条例の一部改正について）	・・・	55
・議案第118号関係 （三豊市手数料条例の一部改正について）	・・・	56
・議案第119号関係 （三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正について）	・・・	57
・議案第120号関係 （三豊市公営設置浄化槽管理条例の一部改正について）	・・・	59
・議案第121号関係 （三豊市立学校条例の一部改正について）	・・・	61

・議案第122号関係　・・・　62
（三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について）

・議案第123号関係　・・・　63
（三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

・議案第124号関係　・・・　80
（三豊市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について）

・議案第125号関係　・・・　81
（三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

・議案第126号関係　・・・　82
（三豊市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について）

・議案第127号関係　・・・　84
（三豊市公民館条例の一部改正について）

【議案第112号関係】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例　新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市職員定数条例(平成18年三豊市条例第41号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(定義) 第1条　この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会所管の学校その他の教育機関及び農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(臨時的任用の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)を除く。)をいう。	(定義) 第1条　この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会所管の学校その他の教育機関及び農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(臨時的任用の職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を除く。)をいう。

【第2条関係】 三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年三豊市条例第42号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(職員の派遣) 第2条　略 2　法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　略 (3)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条＿＿＿に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5)　略 3　略	(職員の派遣) 第2条　略 2　法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　略 (3)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5)　略 3　略

【第3条関係】 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年三豊市条例第43号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(報告事項) 第3条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9)　略	(報告事項) 第3条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9)　略

【第4条関係】 三豊市職員の分限の手続及び効果等に関する条例(平成18年三豊市条例第44号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(休職の効果) 第3条　略 2・3　略 4　法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。	(休職の効果) 第3条　略 2・3　略

【第5条関係】 三豊市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年三豊市条例第47号） 一部改正

改正後（案）	現　　行
（減給の効果） 第3条　減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号)第24条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。	（減給の効果） 第3条　減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額の10分の1以下を減ずるものとする。

【第6条関係】 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成18年三豊市条例第288号） 一部改正

改正後（案）	現　　行
（職員の派遣） 第2条　略 2　法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定による条件付採用になっている職員(規定で定める職員を除く。) (2)・(3)　略	（職員の派遣） 第2条　略 2　法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定による条件附採用になっている職員(規定で定める職員を除く。) (2)・(3)　略

【第7条関係】 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号） 一部改正

改正後（案）	現　　行
（1週間の勤務時間） 第2条　略 2　地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3　三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第　号）第4条の規定により採用された職員（以下、任期付短時間勤務職員）という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4　任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条　日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2　任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 3　任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則	（1週間の勤務時間） 第2条　略 2　地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3　任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条　日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2　任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 3　任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則

で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間職員にあっては、前条第 2 項の規定に基づき定める時間)となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 第 4 条　略 2　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8 日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4 週間ごとの期間につき 8 日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8 日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。 (年次有給休暇) 第 14 条　略 (1)　次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員　20 日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3)　略 2・3　略 (会計年度任用職員の勤務時間、休暇等) 第 18 条の 2　地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分(短時間勤務職員にあっては、前条第 2 項の規定に基づき定める時間)となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 第 4 条　略 2　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日(短時間勤務職員にあっては、8 日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4 週間ごとの期間につき 8 日(短時間勤務職員にあっては、8 日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。 (年次有給休暇) 第 14 条　略 (1)　次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員　20 日(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3)　略 2・3　略

【第8条関係】 三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(育児休業をすることができない職員) 第2条　育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　略 (3)　三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第　号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用される短時間勤務職員 (4)　次のいずれかに該当する非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下同じ。)以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア)　任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ)　その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条　育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　略

（ウ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休養をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲

げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日 ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合 イ　当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4　育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合 (2)　当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間) 第2条の5　略 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条　育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6)　略 (7)　第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。 (8)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条　三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第26条第1項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に育児休業をしている職員(非常勤職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2　略	(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間) 第2条の3　略 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条　育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6)　略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条　三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第26条第1項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に育児休業をしている職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2　略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条　育児休業をした職員(非常勤職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (部分休業をすることができない職員) 第9条　育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。 (2)　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) ア　特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員 (部分休業の承認) 第10条　略 2　略 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第11条　略 2　非常勤職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第22条に規定する」とあるのは、「別に定める」とする。	(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条　育児休業をした職員＿＿＿＿＿＿＿＿が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (部分休業をすることができない職員) 第9条　育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。 (部分休業の承認) 第10条　略 2　略 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第11条　略

【第9条関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(趣旨) 第1条　略 2　この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をいう。 第4条　略 2　前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第33条に規定する職員並びに三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第　号）第4条の規定によ	(趣旨) 第1条　略 2　この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(臨時的任用の職員を除く。)をいう。 第4条　略 2　前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第33条に規定する職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

り採用された職員以外の全ての一般職の職員に適用するものとする。 第16条　略 2　略 (1)　略 (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (会計年度任用職員の給与) 第33条　法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。	以外の全ての一般職の職員に適用するものとする。 第16条　略 2　略 (1)　略 (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (臨時的任用職員の給与等) 第33条　臨時的任用職員(短時間勤務職員を除く。)の給与等に関する事項は、常勤の職員の給与等との権衡を考慮し、別に条例で定める。

【第10条関係】 三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年三豊市条例第62号)一部改正

改正後（案）	現　　行
(給与の種類) 第2条　略 2　略 (削除) (会計年度任用技能労務職員の給与) 第4条　地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(次項において「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1)　地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員　給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当 (2)　地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員　給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当 2　会計年度任用技能労務職員の給与の基準については、三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号)の規定を準用する。	(給与の種類) 第2条　略 2　略 3　職員で非常勤のもの(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。)には、賃金を支給する。

【第11条関係】 三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)　一部改正

改正後（案）	現　　行
(目的) 第1条　この条例は、公務のために旅行する三豊市職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年条例第　号）第4条の規定により採用された職員を除く。)を除く。以下「職員」という。)等に対し支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。	(目的) 第1条　この条例は、公務のために旅行する三豊市職員等に対し支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

【議案第113号関係】

公共施設使用料統一に伴う関係条例の整備に関する条例　新旧対照表（抄）

【第1条関係】 三豊市福祉センター使用料徴収条例（平成18年三豊市条例第106号） 一部改正

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>
（使用料の免除）
第3条　市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。
別表(第2条関係)
基本使用料
<table>
<tr><th>利用時間
利用区分</th><th>午前9時から午後10時まで
1時間当たり</th></tr>
<tr><td>ホール</td><td>円
1,500</td></tr>
<tr><td>第1会議室</td><td>300</td></tr>
<tr><td>第2会議室</td><td>200</td></tr>
<tr><td>和室</td><td>200</td></tr>
<tr><td>調理講習室</td><td>300</td></tr>
</table>
備考
1　冷暖房料を含む。
2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
</td>
<td>
（使用料の減免）
第3条　市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。
別表(第2条関係)
基本使用料
<table>
<tr><th colspan="2">利用時間
利用区分</th><th>午前
午前9時から正午まで</th><th>午後
午後1時から午後5時まで</th><th>夜間
午後6時から午後10時まで</th><th>午前・午後
午前9時から午後5時まで</th><th>午後・夜間
午後1時から午後10時まで</th><th>全日
午前9時から午後10時まで</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ホール</td><td>平日</td><td>円
6,300</td><td>円
6,300</td><td>円
8,820</td><td>円
12,600</td><td>円
15,120</td><td>円
21,420</td></tr>
<tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td>7,560</td><td>7,560</td><td>11,340</td><td>15,120</td><td>18,900</td><td>26,460</td></tr>
<tr><td colspan="2">第1会議室</td><td>2,260</td><td>2,260</td><td>3,270</td><td>4,520</td><td>5,530</td><td>7,790</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2会議室</td><td>1,890</td><td>1,890</td><td>2,730</td><td>3,780</td><td>4,620</td><td>6,510</td></tr>
<tr><td colspan="2">和室</td><td>1,890</td><td>1,890</td><td>2,730</td><td>3,780</td><td>4,620</td><td>6,510</td></tr>
<tr><td colspan="2">調理講習室</td><td>5,250</td><td>5,250</td><td>6,300</td><td>10,500</td><td>11,550</td><td>16,800</td></tr>
</table>
備考
1　利用者が入場料又はこれに類するものを徴するときは、基本使用料金の2倍の額を徴収する。
2　利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用する場合は、基本使用料金の2倍の額を徴収する。
3　本市以外に住所を有する者が利用する場合は、営利等を目的とするとき(入場料若しくはこれに類するものを徴し、又は商品の展示、販売若しくは営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用するときをいう。以下同じ。)を除き、基本使用料金の20パーセント増の額を徴収する。ただし、営利等を目的として利用するときは、第1項又は前項の使用料を徴収するほか、基本使用料金の40パーセントの額を徴収する。
4　許可利用時間外の超過使用料については、1時間につきその属する基本使用料金(前3項の規定により使用料を徴収する場合にあっては各々その使用料金。次項において同じ。)の25パーセントの額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。
5　冷暖房の使用料は、基本使用料金の50パーセントの額とする。
6　前3項において計算された額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
</td>
</tr>
</table>

【第2条関係】 三豊市詫間町荘内自然休養村センター条例（平成18年三豊市条例第162号） 一部改正

改正後（案）	現　　行

（使用料）

第5条　利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表に定める使用料を納付しなければならない。

2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを免除することができる。

別表(第4条、第5条関係)

(単位：円)

施設＼利用時間	使用料(1時間当たり)
	午前9時から午後10時まで
小研修室	100
中研修室	200
調理室	200

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

（使用料）

第5条　利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表に定める使用料を納付しなければならない。

2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

別表(第4条、第5条関係)

(単位：円)

施設＼利用時間	使用料(1時間当たり)	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
小研修室	260	310
中研修室	520	570
調理室	1,050	1,150

備考

1　冷暖房の使用料は、基本料の50%を加算する。

2　利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として使用する場合は、使用料は基本料の2倍の額とする。

3　使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

【第3条関係】 三豊市詫間勤労会館条例（平成18年三豊市条例第174号） 一部改正

改正後（案）

（使用料）

第5条　略

(使用料の免除)

第6条　市長は、特に必要と認められるときは、使用料を免除することができる。

（目的外使用等の禁止）

第7条　略

（委任）

第8条　略

別表(第5条関係)

基本使用料金表

使用区分＼使用時間		1時間当たり
		午前9時から午後10時まで
2階	会議室(北)	円 300
	会議室(南)	300
	研修室洋室	100
	研修室和室	100
1階	小会議室	100
	食堂	100
	相談室	100

現　　行

（使用料）

第5条　略

（目的外使用等の禁止）

第6条　略

（委任）

第7条　略

別表(第5条関係)

基本使用料金表

使用区分＼使用時間		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
2階	会議室(北)	円 2,390	円 2,390	円 3,270	円 4,780	円 5,660	円 8,050
	会議室(南)	2,390	2,390	3,270	4,780	5,660	8,050
	研修室洋室	880	880	1,260	1,760	2,140	3,020
	研修室和室	1,630	1,630	2,390	3,260	4,020	5,650

改正後（案）	現　　行
備考 1　冷暖房料を含む。 2　使用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3　市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。 4　営業又は営利目的の使用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5　使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	1階施設　市長が別に定める。 備考 1　本市以外の住民が使用するときは、基本使用料金の20パーセント増の額を徴収する。 2　許可使用時間外の超過使用料については、1時間につきその時間の属する基本使用料金(前項の規定により使用料を徴収する場合にあってはその使用料金。次項において同じ。)の25パーセント増の額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。 3　冷暖房の使用料は、基本使用料金の50パーセントの額とする。 4　前3項において計算された額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

【第4条関係】 三豊市粟島開発総合センター条例（平成18年三豊市条例第183号） 一部改正

改正後（案）

(使用料)

第7条　利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第8条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条本文に規定する使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表(第7条関係)

1　施設使用料

(単位：円)

利用時間／室名	1時間当たり 9：00～22：00
研修室(和)	100
研修室(洋)	100
小会議室	100
大会議室	300
共同調理室	100

2　器具使用料

器具名	使用料
ローラーマッサージ器	1回につき　10円

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

現　　行

(使用料)

第7条　利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、第1条の設置目的に資する施設利用については、無料とする。

(使用料の減免)

第8条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条本文に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第7条関係)

1　施設使用料

(単位：円)

利用時間／室名	午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～22：00	午前・午後 9:00～17：00	午後・夜間 13：00～22：00	全日 9:00～22：00
研修室(和)	1,260	1,630	1,890	2,890	3,520	4,780
研修室(洋)	1,260	1,630	1,890	2,890	3,520	4,780
小会議室	1,260	1,630	1,890	2,890	3,520	4,780
大会議室	2,100	2,620	3,150	4,720	5,770	7,870
共同調理室	1,890	2,520	3,150	4,410	5,670	7,560

2　器具使用料

器具名	使用料
ローラーマッサージ器	1回につき　10円

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用する場合は、基本使用料の2倍とし、冷暖房を利用する場合は、基本使用

改正後（案）	現　　行
3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(施設使用料に限る。次項において同じ。)。 4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	料の50パーセントを徴収する。ただし、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

【第5条関係】 三豊市市民センター条例(平成28年三豊市条例第7号) 一部改正

改正後（案）

(使用料の免除)

第10条　市長は、特に必要と認められるときは、使用料を免除することができる。

別表第2(第9条関係)

市民センター仁尾　(単位：1時間当たり)

区分	使用料
調理実習室	300円
会議室たけ	100
会議室つつじ	100
会議室まつ	200
会議室つたじま	300
和室かもめ	100
和室ちどり	100
多目的スペース	600
会議室ひらいし	100
会議室こづた	100
会議室おおづた	200

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

現　　行

(使用料の減免)

第10条　市長は、特に必要と認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2(第9条関係)

(1)　市民センター仁尾　(単位：1時間当たり)

区分	使用料
調理実習室	1,900円
会議室たけ	150
会議室うめ	100
会議室つつじ	250
会議室まつ	600
会議室つたじま	900
和室かもめ	100
和室ちどり	100
会議室ゆうなぎ	300
会議室さざなみ	300
多目的スペース	1,600
会議室ひらいし	300
会議室こづた	350
会議室おおづた	700
会議室さくら	750
会議室もみじ	750
会議室あやめ	200
会議室ゆり	200
会議室さつき	500

備考

1　利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

2　営利を目的として使用するときは、この表に定める額の2倍とする。

【第6条関係】 三豊市環境衛生会館条例(平成18年三豊市条例第142号) 一部改正

改正後（案）	現　　行

改正後（案）	現　　行
（使用料の免除） 第8条　市長は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。 別表(第7条関係) (単位：円) 利用時間／室名：1時間当たり 9：00～22：00 大会議室(2階)：300 中会議室(1階)：100 小会議室(1階)：100 備考 1　冷暖房料を含む。 2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	（使用料の減免） 第8条　市長は、公用若しくは公共用又はその他特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。 別表(第7条関係) (単位：円) 利用時間／室名：午前 9：00～12：00／午後 13：00～17：00／夜間 18：00～22：00／全日 9：00～22：00 大会議室(2階)：2,000／2,600／3,300／7,900 中会議室(1階)：1,200／1,600／2,000／4,800 小会議室(1階)：600／800／1,000／2,400 備考 1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 2　利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用する場合は、基本料金の2倍の額を徴収する。 3　許可利用時間外の超過使用料については、1時間につきその属する基本使用料の25パーセントの額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は、30分をもって1時間とする。 4　冷暖房の利用は、基本料金の50パーセントの額とする。 5　消費税は、使用料に含むものとする。

【第7条関係】 三豊市山本町老人ふれあいプラザ条例（平成18年三豊市条例第122号） 一部改正

改正後（案）	現　　行
（使用料） 第7条　利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 （使用料の免除） 第8条　市長は、プラザの利用につき、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、使用料を免除することができる。 (1)　公用又は保健団体等の開催する事業に利用するとき。 (2)　前号の規定に準じて、保健活動推進を目的とする事業に利用するとき。 (3)　その他市長が使用料を徴収することが適当でないと認めたとき。 第9条～第15条　略	（使用料） 第7条　プラザの利用は、原則として無料とする。ただし、次の各号に該当するとき、利用者は、別表に定める使用料を利用前に納付しなければならない。 (1)　団体又は個人が営利を目的として利用する場合 (2)　特定の団体、個人、政党及び政治団体が政治、政党活動その他これに類するものとして利用する場合 (3)　特定の宗教法人又は個人が宗教活動その他これに類するものとして利用する場合 (4)　利用者が市外のものである場合 第8条～第14条　略

別表(第7条関係)

三豊市山本町老人ふれあいプラザ基本使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	1時間当たり 午前9時から午後10時まで
老人健康ふれあい室	300
生きがい支援室	100

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

別表(第7条関係)

三豊市山本町老人ふれあいプラザ基本使用料

(単位：円)

	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
老人健康ふれあい室	3,000	3,000	6,000	4,000
生きがい支援室	2,000	2,000	4,000	3,000

1　利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50パーセントを加算する。

2　市以外の者が利用するときは、基本料金の50パーセントを加算する。

3　冷暖房の利用は、基本料金の40パーセントを加算する。

【第8条関係】 三豊市保健センター条例(平成18年三豊市条例第138号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料) 第7条　利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。	(使用料) 第7条　保健センターの利用は、原則として無料とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者は別表に定める使用料を納付しなければならない。 (1)　団体又は個人が、営利を目的として利用する場合 (2)　特定団体・個人・政党及び政治団体が政治・政党活動及びその他これに類するものとして利用する場合 (3)　特定の宗教法人又は個人が、宗教活動及びその他これに類するものとして利用する場合 (4)　利用者が市外のものである場合
(使用料の免除) 第8条　市長は、保健センターの利用につき、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。 (1)～(3)　略	(使用料の減免) 第8条　市長は、保健センターの利用につき、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)～(3)　略

別表(第7条関係)

(1)　三豊市山本町保健センター使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	1時間当たり 9時～22時
研修室	200
母子指導室	100
集団指導室	300
栄養指導室	200
調理実習室	300
相談室	100

備考

1　冷暖房料を含む。

別表(第7条関係)

(1)　三豊市山本町保健センター使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
研修室	3,000	3,000	4,000
母子指導室	2,000	2,000	3,000
集団指導室	4,000	4,000	6,000
栄養指導室	3,000	3,000	4,000
調理実習室	3,000	3,000	4,000

備考

1　利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50%を加算する。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(2)　三豊市三野町保健センター使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	1時間当たり 9時～22時
集団指導室	300
栄養指導室	300
調理実習室	200
健康相談室	100
保健相談室	200

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(3)　三豊市豊中町保健センター使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	1時間当たり 9時～17時
健診ホール	400
健診準備室・プレイルーム	400
栄養指導・実習室	400
セミナールーム1・2	400

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

2　市以外の者が利用するときは、基本料金の50%を加算する。

3　冷暖房の利用は、基本料金の40%を加算する。

(2)　三豊市三野町保健センター使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
相談室	1,000	1,000	2,000
集団指導室	2,000	2,000	3,000
栄養指導室	2,000	2,000	3,000
調理実習室	2,000	2,000	3,000
健康相談室	2,000	2,000	3,000
保健相談室	2,000	2,000	3,000
健診指導室	2,000	2,000	3,000

備考

1　利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50%を加算する。

2　市以外の者が利用するときは、基本料金の50%を加算する。

3　冷暖房の利用は、基本料金の40%を加算する。

(3)　三豊市豊中町保健センター使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時
健診ホール	3,000	3,000
健診準備室・プレイルーム	3,000	3,000
栄養指導・実習室	3,000	3,000
セミナールーム1・2	3,000	3,000

備考

1　利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50%を加算する。

2　市以外の者が利用するときは、基本料金の50%を加算する。

3　冷暖房の利用は、基本料金の40%を加算する。

【第9条関係】 三豊市三野町はつらつセンター条例（平成18年三豊市条例第124号） 一部改正

改正後（案）

(使用料の納付)

第7条　利用者は、別表に定める使用料を、利用前に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第8条　市長は、センターの利用につき、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、使用料を免除することができる。

(1)～(3)　略

別表(第7条関係)

(単位：円)

施設区分＼区分	1時間当たり 9：00～22：00
いきいきホール	200
語らいの間	200
クッキング工房	200

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

6　いきいきホールを半分に仕切って利用するときは、半額とする。

7　この表に掲げるほか、特に必要と認められる経費については、別に徴収することができる。

現　　行

(使用料の納付)

第7条　利用者は、別表に定める額に消費税等相当額(合計額に適用される消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びこの額に適用される地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合わせた額)を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を、利用前に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条　市長は、センターの利用につき、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(3)　略

別表(第7条関係)

(単位：円)

施設区分＼区分	昼間 9：00～12：00	昼間 13：00～17：00	夜間 18：00～22：00	全日 9：00～22：00
いきいきホール	3,000	3,000	4,000	10,000
語らいの間	2,000	2,000	3,000	7,000
クッキング工房	2,000	2,000	3,000	7,000
冷暖房使用料	40%増			

備考

・いきいきホールを半分に仕切って利用するときは、半額とする。

・この表に掲げるほか、特に必要と認められる経費については、別に徴収することができる。

【第10条関係】 三豊市詫間ふれあい交流館条例(平成18年三豊市条例第107号) 一部改正

改正後（案）

(使用料)

第5条　交流館の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

別表(第5条関係)

基本使用料

(単位：円)

室名＼利用時間	1時間当たり 午前9時から午後10時まで

現　　行

(使用料)

第5条　交流館の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第5条関係)

基本使用料

(単位：円)

利用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日

大会議室	400
小会議室	100
和室	100
調理室	100

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大会議室	2,100	2,800	4,200	4,900	7,000	9,100
小会議室	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500
和室	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理に要する時間を含むものとする。

2　冷暖房の使用料は、基本使用料の50パーセントの額とする。

【第11条関係】 三豊市詫間町老人いこいの家条例(平成18年三豊市条例第125号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料) (削除) 第6条　第4条第3項の規定により利用の許可を受けた特別利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 (使用料の免除) 第8条　市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第6条　に定める使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。	(使用料) 第6条　いこいの家の使用料は、老人が利用する場合は、無料とする。 2　第4条第3項の規定により利用の許可を受けた特別利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免等) 第8条　市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第6条第2項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第6条関係)

時間区分／種別	1時間当たり 9：00～22：00
集会室(大広間)	100円

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

別表(第6条関係)

時間区分／種別	午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～22：00	午前・午後 9：00～17：00	午後・夜間 13：00～22：00	全日 9：00～22：00
集会室(大広間)	2,100円	2,100円	3,150円	4,200円	5,250円	7,350円

備考　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

【第12条関係】 三豊市三野町太陽の家条例(平成18年三豊市条例第130号) 一部改正

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>(使用料の納付)
第7条　利用者は、別表に定める使用料を、利用前に納付しなければならない。
(使用料の免除)
第8条　市長は、太陽の家の利用につき、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、使用料を免除することができる。
(1)～(3)　略
別表(第7条関係)
<table><tr><th>時間区分
種別</th><th>1時間当たり
9：00～22：00</th></tr><tr><td>多目的室</td><td>300円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>100円</td></tr></table>
備考
1　冷暖房料を含む。
2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</td>
<td>(使用料の納付)
第7条　利用者は、別表に定める額に消費税等相当額(合計額に適用される消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びこの額に適用される地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合わせた額)を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を、利用前に納付しなければならない。
(使用料の減免)
第8条　市長は、太陽の家の利用につき、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除することができる。
(1)～(3)　略
別表(第7条関係)
(単位：円)
<table><tr><th rowspan="2">区分
施設区分</th><th colspan="2">昼間</th><th>夜間</th><th>全日</th></tr><tr><th>9：00～12：00</th><th>13：00～17：00</th><th>18：00～22：00</th><th>9：00～22：00</th></tr><tr><td>ホール</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>4,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>相談室</td><td>500</td><td>500</td><td>700</td><td>1,000</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td colspan="4">40%増</td></tr></table>
備考
・この表に掲げるほか、特に必要と認められる経費については、別に徴収することができる。</td></tr>
</table>

【第13条関係】 三豊市農村環境改善センター条例(平成18年三豊市条例第155号)　一部改正

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>(休館日等)
第3条　改善センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
(1)　開館時間　午前9時から午後10時まで
(2)　休館日
ア　毎週月曜日
イ　12月28日から翌年1月3日まで
(使用料)
第5条　利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。
2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを免除することができる。
別表第2(第4条、第5条関係)</td>
<td>(休館日等)
第3条　改善センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
(1)　開館時間　午前9時から午後10時まで
(2)　休館日
ア　毎週月曜日
イ　12月28日から翌年1月4日まで
(使用料)
第5条　利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。
2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。
別表第2(第4条・第5条関係)</td></tr>
</table>

1　三豊市山本町農村環境改善センター

(単位：円)

利用時間 / 種別	午前9時から午後10時まで 1時間当たり
多目的ホール	800
ロビー	400
生活相談室	100
会議室	300
教養娯楽室	200
農事相談室	300

2　三豊市豊中町農村環境改善センター

(単位：円)

利用時間 / 種別	午前9時から午後10時まで 1時間当たり
多目的ホール	1,000
展示資料室	100
視聴覚室	300
集会室	300
農事相談室	100
農事研修室1	200
農事研修室2	200
農事研修室3	200
共同調理室	400

3　改善センター共通事項

(1)　冷暖房料を含む。

(2)　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

(3)　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

(4)　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。

(5)　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

1　三豊市山本町農村環境改善センター

(単位：円)

利用時間 / 種別	昼間 午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	夜間 午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
多目的ホール	2,000	2,500
ロビー	750	1,000
生活相談室	250	380
会議室	1,000	1,500
教養娯楽室	750	1,000

2　三豊市豊中町農村環境改善センター

(単位：円)

利用時間 / 種別	昼間 午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	夜間 午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
多目的ホール	1,840	2,370
展示資料室	790	1,190
視聴覚室	790	1,190
集会室	790	1,190
農事相談室	790	1,190
農事研修室1	790	1,190
農事研修室2	790	1,190
農事研修室3	790	1,190
共同調理室	790	1,190

3　改善センター共通事項

(1)　施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。

(2)　利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増とする。

(3)　冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。

(4)　使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(5)　三豊市以外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。

【第14条関係】 三豊市財田町農産加工実習室条例(平成18年三豊市条例第158号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料) 第5条　利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表に定める使用料を納付しなければならない。 2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを＿＿＿＿＿免除することができる。 別表(第5条関係) (単位：円)	(使用料) 第5条　利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表に定める使用料を納付しなければならない。 2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。 別表(第5条関係) (単位：円)

改正後（案）

区分	金額
1時間につき	100

現　　行

区分	金額
1時間につき	200

改正後（案）	現　　行
備考 1　市長(第14条第1項の規定により加工実習室の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者)が加工実習室の運営に支障がないと認めたときは、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することができる。 2　備付物件以外の電気器具その他の機械器具を利用した場合は、その利用に係る実費相当額を徴することができる。 3　冷暖房料を含む。 4　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 5　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 6　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 7　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	備考 1　市長(第14条第1項の規定により加工実習室の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者)が加工実習室の運営に支障がないと認めたときは、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することができる。 2　備付物件以外の電気器具その他の機械器具を利用した場合は、その利用に係る実費相当額を徴することができる。

【第15条関係】 三豊市石ヶ谷活性化センター条例(平成23年三豊市条例第4号) 一部改正

改正後（案）

(使用料)

第3条　略

2　市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を免除することができる。

別表(第3条関係)

使用料

(単位：円)

利用時間 / 施設	1時間当たり 午前9時から午後10時まで
会議室	400
調理実習室	100

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

現　　行

(使用料)

第3条　略

2　市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第3条関係)

使用料

(単位：円)

利用時間 / 施設	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	昼間 午前9時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで
会議室	4,000	4,000	8,000	6,000
調理実習室	3,000	3,000	6,000	4,000

備考　冷暖房を利用する場合は、使用料に40%を加算した額とする。

【第16条関係】 三豊市農業構造改善センター条例(平成18年三豊市条例第154号) 一部改正

改正後（案）

(開館時間)

第3条　センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条　センターの休館日は、12月28日から翌年1月3日まで

現　　行

(開館時間)

第3条　センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

とする。

(利用の承認)

第5条　略

(使用料)

第6条　利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを免除することができる。

第7条・第8条　略

(特別設備の設置等の承認)

第9条　略

2　第5条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

第10条～第12条　略

(原状回復)

第13条　センターを利用した者は、センターの利用を終了したとき、又は第11条の規定により利用承認を取り消されたとき若しくは前条の規定によりセンターの利用の停止を命じられたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2　略

(賠償)

第14条　略

(管理の代行等)

第15条　略

2　略

3　第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条、第5条、第9条から第12条まで及び第13条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第16条　略

別表第2(第5条、第6条関係)

1　三豊市高瀬町麻農業構造改善センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
生活改善室	100
調理実習室	200
後継者研修室	100
研修室(和室)	500
研修室(洋室)	200

2　三豊市高瀬町二ノ宮農業構造改善センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
生活改善室	100
調理実習室	200

(利用の承認)

第4条　略

(使用料)

第5条　利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

第6条・第7条　略

(特別設備の設置等の承認)

第8条　略

2　第4条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

第9条～第11条　略

(原状回復)

第12条　センターを利用した者は、センターの利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用承認を取り消されたとき若しくは前条の規定によりセンターの利用の停止を命じられたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2　略

(賠償)

第13条　略

(管理の代行等)

第14条　略

2　略

3　第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条、第4条、第8条から第11条まで及び第12条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第15条　略

別表第2(第4条、第5条関係)

1　三豊市高瀬町麻農業構造改善センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
健康相談室	2,100	2,100	4,100	3,100
生活改善室	3,100	3,100	6,200	4,600
調理実習室	4,100	4,100	8,200	6,200
後継者研修室	2,100	2,100	4,100	3,100
研修室(和室)	6,200	6,200	12,400	9,300
研修室(洋室)	3,100	3,100	6,200	4,600

2　三豊市高瀬町二ノ宮農業構造改善センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午ま	午後1時から午後5時ま	午前9時から午後5	午後6時から午後10

研修室(和室)	300
研修室(洋室)	200

3　三豊市山本町財田大野農業構造改善センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
第1会議室	300
第2会議室	200
ふるさと産品開発実習室	300
ふるさと産品試作品検討室	300
ロビー	100

4　三豊市山本町神田定住促進センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
第1会議室	300
第2会議室	100
調理実習室	200
研修室	200

5　センター共通事項

(1)　冷暖房料を含む。

(2)　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

(3)　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

(4)　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。

(5)　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(6)　備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

	で	で	時まで	時まで
健康相談室	2,100	2,100	4,100	3,100
生活改善室	3,100	3,100	6,200	4,600
調理実習室	4,100	4,100	8,200	6,200
研修室(和室)	5,100	5,100	10,300	7,700
研修室(洋室)	4,100	4,100	8,200	6,200

3　三豊市山本町財田大野農業構造改善センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
第1会議室	4,000	4,000	8,000	6,000
第2会議室	2,000	2,000	4,000	3,000
ふるさと産品開発実習室	3,000	3,000	6,000	4,000
ふるさと産品試作品検討室	3,000	3,000	6,000	4,000
ロビー	1,000	1,000	2,000	2,000

4　三豊市山本町神田定住促進センター

(単位：円)

種別＼利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
第1会議室	4,000	4,000	8,000	6,000
第2会議室	2,000	2,000	4,000	3,000
調理実習室	3,000	3,000	6,000	4,000
研修室	3,000	3,000	6,000	4,000

5　センター共通事項

1　市長(第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者)がセンターの運営に支障がないと認めたときは、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の使用料は、超過又は繰上時間1時間につき昼間利用の場合の1時間当たりの使用料の2割増とする。

2　利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。

3　冷房又は暖房を使用したときは、使用料の40%増とする。

4　使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

5　備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

【第17条関係】 三豊市山本町河内農村婦人の家条例(平成18年三豊市条例第161号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(休館日等)	(休館日等)

第3条　三豊市山本町河内農村婦人の家(以下「婦人の家」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1)　開館時間　午前8時30分から午後10時まで

(2)　休館日　12月28日から翌年1月3日まで

(使用料)

第5条　利用者は、次の各号に該当するときは、別表に定める使用料を利用前に納付しなければならない。

(1)～(5)　略

2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを＿＿＿＿＿免除することができる。

別表(第5条関係)

(単位：円)

種別＼利用時間	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
共同学習室	300
健康管理学習室	100
農産加工調理実習室	200

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

第3条　三豊市山本町河内農村婦人の家(以下「婦人の家」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1)　開館時間　午前9時から午後10時まで

(2)　休館日　12月29日から翌年1月3日まで

(使用料)

第5条　利用者は、次の各号に該当するときは、別表に定める使用料を利用前に納付しなければならない。

(1)～(5)　略

2　前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

別表(第5条関係)

(単位：円)

種別＼利用時間	午前 9時～12時	午後 13時～17時	昼間 9時～17時	夜間 18時～22時
共同学習室	4,000	4,000	8,000	6,000
健康管理学習室	1,000	1,000	2,000	2,000
農産加工調理実習室	3,000	3,000	6,000	4,000

※冷暖房の使用料は基本料の40%を加算する。

【第18条関係】 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料) 第11条　利用者は、別表第2に定める施設等を利用する場合は、同表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと判断したときは、教育委員会の指定する日までに納付することができる。 2　略 (使用料の免除) 第12条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。 (使用料の返還) 第13条　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。 (1)　略 (2)　利用の許可後、利用日の5日前までに利用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出を行い、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 (3)　略 別表第2(第11条関係)	(使用料) 第11条　利用者は、別表第2に定める施設等を利用する場合は、同表に定める使用料を前納しなければならない。 2　略 (使用料の減免) 第12条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の返還) 第13条　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。 (1)　略 (2)　利用前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に利用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出を行い、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 (3)　略 別表第2(第11条関係)

(1)　三豊市財田町公民館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
大会議室	400
中会議室	300
小会議室	300
和室会議室	200
ギャラリー展示室	300
ホール	1,600

(2)　三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
集会室(1)	200
教養文化室	200
調理実習室	200
集会室(2)	100
会議室	100
研修室(1)	300
研修室(2)	300
喫茶コーナー	200

(3)　三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
会議室	300
講話室	100
調理実習室	100
実習室	100

(4)　三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
第1会議室	100
第2会議室	300
第3会議室	200
第5会議室	100
栄養指導実習室	200

(5)　三豊市山本町公民館辻分館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
第1会議室	200
第2会議室	200
調理室	200

(1)　三豊市財田町公民館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
大会議室	700円	1,000円
中会議室	700	1,000
小会議室	700	1,000
和室会議室	700	1,000
ホール	1,000	1,400

(2)　三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
集会室(1)	300円	420円
教養文化室	300	420
料理実習室	250	350
集会室(2)	300	420
会議室	200	280
研修室(1)	300	420
研修室(2)	300	420

(3)　三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
会議室	600円	840円
講和室	300	420
調理実習室	250	350
実習室	200	280

(4)　三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
第1会議室	250円	350円
第2会議室	600	840
第3会議室	350	490
第5会議室	200	280
栄養指導実習室	500	700

(5)　三豊市山本町公民館辻分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
第1会議室	750円	1,050円
第2会議室	750	1,050

研修室	100
ロビー	200

(6)　三豊市三野町公民館大見分館使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
大会議室	700
料理実習室	200
講座室(和室)	200
講座室(洋室)	200

(7)　三豊市三野町公民館吉津分館使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
集会室	600
教養娯楽室	300
生活相談室	100
健康相談室	100
機能回復訓練室	100
母子講習室1	100
母子講習室2	100
母子家族計画指導室	100
母子栄養指導室	100
母子保健指導相談室	100

(8)　三豊市豊中町公民館桑山分館使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
会議室	300
ミーティングルーム	200
小会議室1	200
小会議室2	200
調理室	100

(9)　三豊市豊中町公民館比地大分館使用料

(単位：円)

調理室	750	1,050
研修室	250	350
ロビー	250	350

(6)　三豊市三野町公民館大見分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 / 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
大会議室	1,400円	1,960円
料理実習室	350	490
講座室(和室)	350	490
講座室(洋室)	350	490

(7)　三豊市三野町公民館吉津分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 / 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
集会室	1,200円	1,680円
教養娯楽室	600	840
生活相談室	200	280
健康相談室	150	210
機能回復訓練室	250	350
母子講習室1	250	350
母子講習室2	300	420
母子家族計画指導室	250	350
母子栄養指導室	200	280
母子保健指導相談室	200	280

(8)　三豊市豊中町公民館桑山分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 / 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
会議室	600円	840円
ミーティングルーム	300	420
小会議室1	350	490
小会議室2	350	490

(9)　三豊市豊中町公民館比地大分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
大会議室	300
小会議室1	200
小会議室2	200
和室	200
調理室	100

(10)　三豊市豊中町公民館笠田分館使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
大会議室	300
小会議室1	200
小会議室2	200
小会議室3	200

(11)　三豊市豊中町公民館本山分館使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後5時まで 1時間当たり
大会議室	400
談話室	200
会議室1	200
会議室2	200

(12)　三豊市詫間町公民館第3分館使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
第1会議室	100
大会議室	400
第1学習室	200
第2学習室	200
木彫室	200
調理室	100

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

時間区分 / 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
大会議室	600円	840円
小会議室1	300	420
小会議室2	300	420
和室	300	420
調理室	100	140

(10)　三豊市豊中町公民館笠田分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 / 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
大会議室	600円	840円
小会議室1	350	490
小会議室2	350	490
小会議室3	350	490

(11)　三豊市豊中町公民館本山分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 / 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
大会議室	700円	980円
談話室	350	490
会議室1	350	490
会議室2	350	490

(12)　三豊市詫間町公民館第3分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 / 施設区分	昼間 午前8時30分から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
第1会議室	250円	350円
大会議室	900	1,260
第1学習室	300	420
第2学習室	300	420
木彫室	300	420

備考

・冷暖房を使用した場合は、使用料の40%を加算した額とする。

・市外者(市内に住所を有しない者及び市内の事業所に勤務していない者)の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。

【第19条関係】 三豊市仁尾町文化会館条例(平成18年三豊市条例第214号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料の免除)	(使用料の減免)

改正後（案）	現　　行
第7条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。	第7条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第8条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。	第8条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
(1)　略	(1)　略
(2)　利用の許可後、利用日の5日前までに利用許可の取消しを申し出て教育委員会が承認したとき。	(2)　利用前に利用許可の取消しを申し出て教育委員会が承認したとき。
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)
使用料	使用料

(単位：円)

時間区分 / 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
多目的ホール	900
会議室	100
生涯学習室1	200
生涯学習室2	100
生涯学習室3	200

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(1時間当たり金額)

施設区分 / 時間区分	多目的ホール	会議室 生涯学習室2	生涯学習室1・3
午前9時30分から午後5時まで	1,250円	375円	500円
午後5時から午後10時まで	1,400	400	600

【備考】

1　1時間以内は1時間とする。

2　市外在住者及び営利目的又は入場料を徴収して利用する場合は、上記使用料の2倍とする。

3　冷暖房を利用した場合は、使用料の40パーセントを加算した額とする。

4　減額後の使用料の額は、別表の5分の1の額とする。

【第20条関係】 三豊市山本町生涯学習センター条例(平成18年三豊市条例第215号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(開館時間)	(開館時間)
第5条　センター開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、館長が特別に必要と認めた場合は、一時的にこれを変更することができる。	第5条　センター開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が特別に必要と認めた場合は、一時的にこれを変更することができる。
(休館日)	(休館日)
第6条　センターの休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、館長が特別に必要と認めた場合は、教育長の承認を得てこれを変更し、臨時に休館又は定休館日に開館することができる。	第6条　センターの休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、館長が特別に必要と認めた場合は、教育長の承認を得てこれを変更し、臨時に休館又は定休館日に開館することができる。
(1)　毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。	(1)　毎週月曜日
(削除)	(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、その日が月曜日となるときは、その翌日
(2)　毎年12月28日から翌年1月3日まで	(3)　毎年12月28日から翌年1月3日まで
(使用料の免除)	(使用料の減免)
第12条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。	第12条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第11条関係)

三豊市山本町生涯学習センター使用料

(単位：円)

時間区分／施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
和室	300
研修室	400
クラフト工房	300
ロビー	900
電気釜	(大1回当たり)1,000円　(小1回当たり)500円

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(電気釜に係る使用料を除く。次項において同じ。)。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

6　ロビーは、プレイコーナー等を含む。

別表(第11条関係)

三豊市山本町生涯学習センター使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分／施設区分	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
和室	700円	800円
研修室	1,200	1,400
クラフト工房	1,200	1,400
ロビー	1,200	1,400
電気釜	(大1回当たり)1,000円　(小1回当たり)500円	

【備考】

1　市外在住者及び営利を目的として利用する場合は、上記使用料の2倍の額とする。

2　冷暖房を利用した場合は、使用料の40パーセントを加算した額とする。

3　ロビーは、プレイコーナー等を含む。

【第21条関係】 三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例(平成18年三豊市条例第216号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(開館時間) 第6条　文化会館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。	(開館時間) 第6条　文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
(休館日) 第7条　文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときはこれを変更することができる。	(休館日) 第7条　文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときはこれを変更することができる。
(1)　毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。	(1)　毎週月曜日
(削除)	(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、翌日とする。
(2)　毎年12月28日から翌年1月3日まで	(3)　毎年12月28日から翌年1月4日まで(前号に定める日を除く。)
(使用料の免除) 第13条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を免除することができる。	(使用料の減免) 第13条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(使用料の還付) 第14条　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。	(使用料の還付) 第14条　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
(1)　略	(1)　略
(2)　利用の許可後、利用日の5日前までに利用許可の取消	(2)　利用前に利用許可の取消

改正後（案）	現　　行
しを申し出て教育委員会が承認したとき。 別表(第12条関係) (単位：円) 時間区分／施設区分：午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり 音楽室：400 備考 1　冷暖房料を含む。 2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	しを申し出て教育委員会が承認したとき。 別表(第12条関係) (単位：円) 時間区分／施設区分：午前9時から午後10時まで(1時間当たり)／全日(午前9時から午後10時まで) 音楽室：400／5,000 備考 1　市外在住者又は営利を目的として利用する場合は、使用料の2倍の額とする。 2　冷房又は暖房を利用したときは、使用料の40パーセントを加えた額とする。

【第22条関係】 三豊市市民交流センター条例(平成23年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料) 第3条　略 2　市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を＿＿＿＿＿＿免除することができる。 別表(第3条関係) 使用料 (単位：円) 利用時間／施設：午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり 多目的ホール：1,300円 備考 1　冷暖房料を含む。 2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	(使用料) 第3条　略 2　市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 別表(第3条関係) 使用料 利用時間／施設：昼間 午前8時30分から午後5時まで／夜間 午後5時から午後10時まで 多目的ホール：1,500円(1時間当たり)／2,100円(1時間当たり) 備考 1　冷暖房を利用した場合は、使用料の40%を加算した額とする。 2　市外者(市の区域内に住所を有しない者又は市の区域内の事業所に勤務していない者)の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。 3　施設の利用については1時間単位とし、1時間未満の端数が生じた場合、当該端数が15分以上のときは1時間とし、当該端数が15分未満のときは、これを切り捨てる。 4　利用時間が許可を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。

【第23条関係】 みとよ未来創造館条例(平成28年三豊市条例第32号) 一部改正

改正後（案）	現　　行

改正後（案）	現　　行
(使用料) 第3条　利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用区分に従い、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと判断したときは、教育委員会の指定する日までに納付することができる。 (使用料の免除) 第4条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。 別表(第3条関係) (単位：円) 利用時間：午前8時30分から午後10時まで 区分：1時間当たり 大ホール：1,600 会議室A：200 会議室B：200 会議室C：200 和室A：200 和室B：200 小会議室：100 備考 1　冷暖房料を含む。 2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	(使用料) 第3条　利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用区分に従い、別表に定める使用料を前納しなければならない。 (使用料の減免) 第4条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 別表(第3条関係) (単位：1時間当たり) 利用時間：昼間／夜間 区分：午前8時30分から午後5時まで／午後5時から午後10時まで 大ホール：3,630円／4,380円 会議室A：1,040／1,550 会議室B：1,040／1,550 会議室C：1,040／1,550 和室A：1,040／1,550 和室B：1,040／1,550 小会議室：500／750 備考 1　施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。 2　利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増とする。 3　冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。 4　使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。 5　市の区域外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。

【第24条関係】 三豊市都市公園条例（平成18年三豊市条例第193号） 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料) 第13条　法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。 2　前項の使用料は、すべて前納とする。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。 3　有料施設の使用料は、別表第4に掲げる額とする。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、これを免除することができる。 4　第2項の規定は、前項の有料施設の使用料について準用する。 別表第4(第13条関係) 有料施設の使用料	(使用料) 第13条　法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。 2　前項の使用料は、すべて前納とする。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。 3　有料施設の使用料は、別表第4に掲げる額とする。この場合において、使用料の減免については第1項ただし書を、納期日の変更については、前項ただし書を準用する。 別表第4(第13条関係) 有料施設の使用料

(1)　不動の滝カントリーパーク

(単位：円)

施設名	利用単位	利用時間	金額
パットパットゴルフ	1ゲーム	―	300

(2)　仁尾公園

(単位：円)

施設名		利用単位	利用時間	金額
多目的広場		1面	1時間	800
テニスコート	コート	1面	1時間	300
	照明	1面	1時間	300

備考(仁尾公園に限る。)

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(テニスコートの照明に係る使用料を除く。次項において同じ。)。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(単位：円)

施設名		利用単位	利用時間	金額	備考
多目的広場		1面	午前(午前9時～午後1時) 午後(午後1時～午後5時)	2,000	市外者は、左記の2倍
テニスコート	コート	1面	1時間	400	
	照明	1面	1時間	300	
パットパットゴルフ		1ゲーム	―	300	

備考　1時間未満の端数は、1時間とみなす。

【第25条関係】 三豊市山本ふれあい公園条例(平成18年三豊市条例第228号) 一部改正

改正後（案）

(使用料の免除)

第10条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表(第9条関係)

三豊市山本ふれあい公園使用料

多目的広場

使用料	市内	1時間当たり　900円
	市外	1時間当たり　1,800円
照明施設	全点灯	2,000円(40分間利用可能)
	野球用	2,000円(60分間利用可能)
	サッカー用	2,000円(80分間利用可能)
	ソフトボール用	2,000円(90分間利用可能)
放送施設	一式	900円

テニスコート

使用料	市内	1時間当たり　300円
	市外	1時間当たり　600円
照明施設	一般コート	500円(2時間利用可能)
	壁打ちコート	500円(4時間利用可能)

現　　行

(使用料の減免)

第10条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第9条関係)

三豊市山本ふれあい公園使用料

多目的広場

使用料	市内	1時間当たり　600円
	市外	1時間当たり　1,200円
照明施設	全点灯	2,000円(40分間利用可能)
	野球用	2,000円(60分間利用可能)
	サッカー用	2,000円(80分間利用可能)
	ソフトボール用	2,000円(90分間利用可能)
放送施設	一式	900円

テニスコート

使用料	市内	1時間当たり　300円
	市外	1時間当たり　600円
照明施設	一般コート	500円(2時間利用可能)
	壁打ちコート	500円(4時間利用可能)

備品貸出	ラケット1本	200円
	硬式ボール	無料

ゲートボール場

使用料	市内	無料
	市外	800円(終日)
備品貸出	用具一式	500円

備考

1　「市内」とは利用者が本市住民、「市外」とはそれ以外をいう。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍の額とする(照明施設、放送設備及び備品貸出に係る使用料を除く。)。

備品貸出	ラケット1本	200円
	硬式ボール	無料

ゲートボール場

使用料	市内	無料
	市外	500円(終日)
備品貸出	用具一式	500円

備考

1　「市内」とは利用者が本市住民、「市外」とはそれ以外をいう。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。照明使用料は、プリペイドカードの度数に応じた料金とする。

3　市外の小、中、高校生は、市外使用料(照明施設は除く。)の半額とする。

【第26条関係】 三豊市豊中サン・スポーツランド条例(平成18年三豊市条例第229号) 一部改正

改正後（案）

(使用料の免除)

第8条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表第1(第7条関係)

野球場使用料

施設区分＼時間区分			1時間当たり	備考
		自	9：00	1月4日から12月27日まで午前9時から午後10時まで
		至	22：00	
基本施設グラウンド(ダッグ・アウト)	児童及び生徒(小・中・高)		円 500	
	一般		1,100	
附属施設	放送室及び放送機器		一式　500	
	スコア・ボード		一回　1,000	

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする(基本施設に係る使用料に限る。次項において同じ。)。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

別表第2(第7条関係)

テニスコート使用料

区分	午前9時から午後10時まで	備考

現　　行

(使用料の減免)

第8条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1(第7条関係)

野球場使用料

(単位：1時間当たり)

施設区分＼時間区分			午前	午後	夜間	全日	備考
		自	9：00	13：00	18：00	9：00	1月4日から12月27日まで午前9時から午後10時まで
		至	12：00	17：00	22：00	17：00	
基本施設グラウンド(ダッグ・アウト)	児童及び生徒		円 1,000	円 1,500	円 1,500	円 2,500	
	一般		2,000	3,000	3,000	5,000	
附属施設	放送室及び放送機器		300	300	300	500	
	スコア・ボード		300	300	300	500	

1　市内団体及び本市所在企業以外は、基本施設の使用料を上記の2倍の額とする。

2　照明施設を利用する場合は、別表第3の料金を加算する。

別表第2(第7条関係)

テニスコート使用料

区分	午前9時から午後10時まで	備考

1時間当たり1コート	300円	

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市内団体以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

別表第3(第7条関係)

照明施設使用料

(単位：円)

区分	野球場	テニスコート
1時間当たり	3,000	1,000

(削除)

1時間当たり1コート	300円	

本市住民及び本市所在企業以外は、上記の使用料の2倍の額とする。

別表第3(第7条関係)

照明施設使用料

(単位：円)

区分	野球場	テニスコート
1時間当たり	3,000	1,000

1　利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

2　「市内」とは、利用者が本市住民を主体とするチーム等、又は本市所在企業をいい、「市外」とは、それ以外の利用者をいう。

3　市内団体及び本市所在企業以外は、上記の照明施設使用料の2倍の額とする。

【第27条関係】 三豊市詫間町市民運動場条例(平成18年三豊市条例第230号) 一部改正

改正後(案)

(使用料の免除)

第11条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表(第10条関係)

1　市民運動場野球場使用料

(単位：円)

種別＼区分		単位	使用料
アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	800
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	1,300
	営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,600

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

3　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

2　市民運動場テニスコート使用料

(単位：円)

種別＼区分	単位	使用料

現　　行

(使用料の減免)

第11条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第10条関係)

1　市民運動場野球場使用料

(単位：円)

種別＼区分		単位	使用料
アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	800
	営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	1,500

備考　市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

2　市民運動場テニスコート使用料

(単位：円)

種別＼区分	単位	使用料

1面	1時間	300

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市内団体以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

3　照明施設使用料

(単位：円)

区分 施設名	単位	使用料
市民運動場野球場	1時間	3,000
市民運動場テニスコート	1面1時間	250

(削除)

1面	1時間	200

備考　市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

3　照明施設使用料

(単位：円)

区分 施設名	単位	使用料
市民運動場野球場	1時間	3,000
市民運動場テニスコート	1面1時間	250

備考　市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

【第28条関係】 三豊市詫間町水出運動公園条例(平成18年三豊市条例第231号) 一部改正

改正後（案）

(使用料の免除)

第11条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表(第10条関係)

1　詫間町水出運動公園グラウンド使用料

(単位：円)

区分 種別		単位	使用料
アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	1,000
	営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,000

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

3　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

2　詫間町水出運動公園テニスコート使用料

(単位：円)

区分 種別	単位	使用料
1面	1時間	300

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市内団体以外の利用については、当該使用料の2倍の

現　　行

(使用料の減免)

第11条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第10条関係)

1　詫間町水出運動公園グラウンド使用料

(単位：円)

区分 種別		単位	使用料
アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	300
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	600
	営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	1,500

備考　市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

2　詫間町水出運動公園テニスコート使用料

(単位：円)

区分 種別	単位	使用料
1面	1時間	200

備考　市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

額とする。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

3　照明施設使用料

(単位：円)

施設名＼区分	単位	使用料
水出運動公園グラウンド	1時間	1,000
水出運動公園テニスコート	2面1時間	500

(削除)

3　照明施設使用料

(単位：円)

施設名＼区分	単位	使用料
水出運動公園グラウンド	1時間	1,000
水出運動公園テニスコート	2面1時間	500

備考　市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

【第29条関係】 三豊市財田町総合運動公園条例(平成18年三豊市条例第232号) 一部改正

改正後（案）

(使用料の免除)

第9条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表(第8条関係)

運動公園使用料

(単位：円)

施設名	全日	午前9時から午後10時まで	備考
多目的広場	9,000	1,000	1　全日を除く金額は、1時間当たりの使用料とする。 2　三豊市立財田小学校が利用する場合の使用料は、無料とする。
照明施設　全点灯		2,500	
照明施設　野球(軟式)		2,000	
照明施設　ソフトボール2面		1,000	
照明施設　ソフトボール1面		800	
照明施設　サッカー		1,000	
放送施設	900	100	
テニスコート		300	1面1時間当たりの使用料 壁打ちの使用料は、5分の1とする。
照明施設		500	
備付備品	100		ラケット1本1回につき

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。)以外の利用については、当該使用料の2倍

現　　行

(使用料の減免)

第9条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第8条関係)

運動公園使用料

(単位：円)

施設名	全日	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	備考
多目的広場	9,000	1,000	1,000	1,000	1　全日を除く金額は、1時間当たりの使用料とする。 2　三豊市立財田小学校が利用する場合の使用料は、無料とする。
照明施設　全点灯				2,500	
照明施設　野球(軟式)				2,000	
照明施設　ソフトボール2面				1,000	
照明施設　ソフトボール1面				800	
照明施設　サッカー				1,000	
放送施設	900	100	100	100	
テニスコート		500	500	500	1面1時間当たりの使用料 壁打ちの使用料は、5分の1とする。
照明施設				500	
備付備品	100				ラケット1本1回につき

の額とする(照明施設、放送施設及び備付備品に係る使用料を除く。次項において同じ。)。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

【第30条関係】 三豊市市民体育館条例(平成18年三豊市条例第234号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料の免除) 第6条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。	(使用料の減免) 第6条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第5条関係)

(1)　高瀬町体育館使用料

(単位：円)

区分		1時間当たり	
占用利用	スポーツに利用する場合	午前8時30分から午後10時まで	1,000
	スポーツ以外に利用する場合	午前8時30分から午後10時まで	3,000

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

5　2区画に区分した場合の使用料は、上記金額の2分の1とする。

6　利用日以外の日の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。

7　特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。

(2)　豊中町体育館使用料

ア　メインアリーナを利用する場合

(単位：円)

区分			1時間当たり
占用利用	アマチュアスポーツに利用する場合(レクリエーションを含む。)	入場料の類を徴収しない場合	1,200
		入場料の類を徴収する場合	2,400
	アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合	営利又は営業のための宣伝を目的としない場合	6,000
		営利又は営業のための宣伝を目的とする場合	12,000

別表(第5条関係)

(1)　高瀬町体育館使用料

(単位：円)

区分		1時間当たり	
占用利用	スポーツに利用するとき。	午前8時30分から午後5時まで	800
		午後5時から午後10時まで	1,000
	スポーツ以外に利用するとき。	午前8時30分から午後5時まで	2,500
		午後5時から午後10時まで	3,000

備考

1　2区画に区分した場合の使用料は、上記金額の2分の1とする。

2　単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。

3　利用日以外の日の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。

4　特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。

5　市外者の使用料は、上記金額の2倍の額とする。

(2)　豊中町体育館使用料

ア　メインアリーナを利用する場合

(単位：円)

区分			1時間当たり
占用利用	アマチュアスポーツに利用する場合(レクリエーションを含む。)	入場料の類を徴収しない場合	1,000
		入場料の類を徴収する場合	3,000
	アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合	営利又は営業のための宣伝を目的とみなされない場合	5,000
		営利又は営業のための宣伝を目的とみなす場合	15,000

イ　サブアリーナ(2階)を利用する場合

(単位：円)

区分			1時間当たり
占用利用	アマチュアスポーツに利用する場合(レクリエーションを含む。)	入場料の類を徴収しない場合	500
		入場料の類を徴収する場合	1,000
	アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合	営利又は営業のための宣伝を目的としない場合	2,500
		営利又は営業のための宣伝を目的とする場合	5,000

ウ　附属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

使用施設設備名	単位	使用料
放送設備	1式	5,000

エ　ミーティングルームを利用する場合

(単位：円)

1時間当たり	使用料
午前8時30分から午後10時まで	300

備考

1　冷暖房料を含む。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(放送設備に係る使用料を除く。)。

4　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする(ミーティングルームに係る使用料に限る。)。

5　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

6　2区画に区分した場合の使用料は、上記金額の2分の1とする。

7　利用日以外の日の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。

8　特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。

イ　サブアリーナ(2階)を利用する場合

(単位：円)

区分			1時間当たり
占用利用	アマチュアスポーツに利用する場合(レクリエーションを含む。)	入場料の類を徴収しない場合	300
		入場料の類を徴収する場合	900
	アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合	営利又は営業のための宣伝を目的とみなされない場合	1,500
		営利又は営業のための宣伝を目的とみなす場合	4,500

ウ　附属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

使用施設設備名	単位	使用料
放送設備	1式	5,000

備考

1　メインアリーナを半面利用する場合の使用料は、上記金額の半分とする。

2　特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。

3　利用日以外の日の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。

4　市外者の使用料は、上記金額の2倍の額とする。

【第31条関係】 三豊市体育センター条例(平成18年三豊市条例第235号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料の免除) 第6条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。	(使用料の減免) 第6条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2(第5条関係)

(1)　三豊市三野町体育センター使用料

(単位：円)

区分			単位	時間区分 9時～22時
専用使	スポーツに利用する場合	半面	1時間	400
		全面	1時間	800

別表第2(第5条関係)

(1)　三豊市三野町体育センター使用料

(単位：円)

区分			単位	時間区分 9時～17時	時間区分 17時～22時
専用使	スポーツに利用するとき	半面	1時間	150	250
		全面	1時間	300	500

用料	スポーツ以外に利用する場合	半面	1時間	3,200
		全面	1時間	6,400

備考

(1) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

(2) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

(3) 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。

(4) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(2) 三豊市詫間町体育センター使用料

(単位：円)

種別＼区分			単位	使用料
専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	1,000
		営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,000
個人使用料	一般		1人1時間	150
	中高生		1人1時間	100
	小学生		1人1時間	50

備考

(1) 専用利用する場合において施設の2分の1を利用するときの使用料は、この表に規定する額の2分の1とする。

(2) 「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

(3) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

(4) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

(5) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(3) 三豊市仁尾町体育センター使用料

(単位：円)

区分		使用料
		1時間
体育室	スポーツに利用する場合	800
	スポーツ以外に利用する場合	1,600
卓球室		300

備考

(1) 体育室の利用面積が2分の1以下の場合の使用料は、

用料	スポーツ以外に利用するとき	半面	1時間	1,000	2,000
		全面	1時間	2,000	4,000

備考 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき及び市外者(市内に住所を有しない者及び市内の事業所に勤務していない者)の使用料は、基本使用料の2倍の額とする。

(2) 三豊市詫間町体育センター使用料

(単位：円)

種別＼区分			単位	使用料
専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	300
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	600
		営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	1,500
個人使用料	一般		1人1時間	100
	中高生		1人1時間	50
	小学生		1人1時間	20

備考

(1) 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

(2) 専用利用する場合において施設の2分の1を利用するときの使用料は、この表に規定する額の2分の1とする。

(3) 「一般」とは、15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

(3) 三豊市仁尾町体育センター使用料

(単位：円)

区分		使用料
		1時間
体育室	スポーツに利用	500
	スポーツ以外に利用	1,000
卓球室		200

備考

(1) 体育室の利用面積が2分の1以下の場合の使用料は、

上記使用料の2分の1の額とする。 (2)　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 (3)　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 (4)　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。 (5)　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。	上記使用料の2分の1の額とする。 (2)　市外者(市内に住所を有しない者及び市内の事業所に勤務していない者)の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。

【第32条関係】 三豊市武道館条例(平成18年三豊市条例第237号) 一部改正

改正後（案）

(使用料の免除)

第6条　市長は、教育委員会において必要があると認めるときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表(第5条関係)

(単位：円)

種別	区分		単位	使用料
専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	1,000
		営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,000
個人使用料	一般		1人1時間	150
	中高生		1人1時間	100
	小学生		1人1時間	50

備考

1　「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

2　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

現　　行

(使用料の減免)

第6条　市長は、教育委員会において必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第5条関係)

(単位：円)

種別	区分		単位	使用料
専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	300
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	600
		営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	1,500
個人使用料	一般		1人1時間	100
	中高生		1人1時間	50
	小学生		1人1時間	20

備考

1　市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

2　「一般」とは、15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

【第33条関係】 三豊市弓道場条例(平成18年三豊市条例第238号) 一部改正

改正後（案）	現　　行
(使用料の免除) 第11条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。	(使用料の減免) 第11条　市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第10条関係)

(単位：円)

種別＼区分		単位	使用料
専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	400
個人使用料	一般	1人1時間	150
	中高生	1人1時間	100
	小学生	1人1時間	50

備考

1 「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

別表(第10条関係)

(単位：円)

種別＼区分		単位	使用料
専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	1,400
個人使用料	一般	1人1時間	100
	中高生	1人1時間	50
	小学生	1人1時間	20

備考

1 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

2 「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

【第34条関係】 三豊市B&G海洋センター条例(平成18年三豊市条例第239号) 一部改正

改正後(案)

(使用料の免除)

第13条 市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を＿＿＿＿＿免除することができる。

別表第2(第12条関係)

三豊市B&G海洋センター使用料

1 体育館使用料

利用区分＼利用時間	1時間当たり基本料金 午前9時から午後10時まで
小・中学校児童生徒	円 400
高校・大学・一般	800

現行

(使用料の減免)

第13条 市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2(第12条関係)

三豊市B&G海洋センター使用料

1 体育館使用料

利用区分＼利用時間	1時間当たり基本料金 午前9時から午後5時まで	1時間当たり基本料金 午後5時から午後10時まで	備考
小・中学校児童生徒	円 200	円 300	1 2区画に区分した場合及びトレーニングルーム・ミーティングルームの使用料は、2分の1とする。
高校・大学・一般	350	550	2 昼間電力使用の場合は、5割増とする。 3 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。 4 使用料は一団体単位

備考
1　2区画に区分した場合及びトレーニングルーム・ミーティングルームの使用料は、2分の1とする。
2　使用料は、一団体単位とする。
3　冷暖房料を含む。
4　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
5　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
6　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
7　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

2　水泳プール使用料

利用区分	使用料 (1人1回につき)	回数券 (11回)
小・中学校児童生徒	円 200	円 2,000
高校・大学・一般	300	3,000

備考
1　幼児の利用については、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。
2　三豊市立財田小学校が財田B&G海洋センターを利用する場合の使用料は、無料とする。

3　舟艇使用料

器材名	時間	使用料
カヌー又はOPヨット・シーカヤック	1艇　2時間	円 100
セールボード	1艇　2時間	200
12Fヨット又はタブルスカル・ペアカヌー・ダブルシーカヤック	1艇　2時間	300
ローボート420ディンギー	1艇　2時間	500

備考
1　単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
2　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

			とする。 5　市外者の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

2　水泳プール使用料

利用区分	使用料 (1人1回につき)	回数券 (11回)	備考
小・中学校児童生徒	円 200	円 2,000	1　幼児の利用は、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。
高校・大学・一般	300	3,000	2　三豊市立財田小学校が財田B&G海洋センターを利用する場合の使用料は、無料とする。

3　舟艇使用料

器材名	時間	使用料	備考
カヌー又はOPヨット	1艇　2時間	円 100	1　単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
セールボード	〃	200	2　市外者の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
12Fヨット又はタブルスカル・ペアカヌー	〃	300	
ローボート420ディンギー	〃	500	

4　附属設備使用料

利用区分	使用料
冷暖房使用料	円 1時間　110

4　テニスコート使用料

利用区分	1時間につき(1面)
小・中学校児童生徒	円 150
高校・大学・一般	300

備考

1　利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

2　市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

3　営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

4　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

5　テニスコート使用料

利用区分	1時間につき(1面)	備考
小・中学校児童生徒	円 150	1　単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
高校・大学・一般	300	2　市外者の使用料は、この表の定める額の2倍の額とする。

【議案第114号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号） 一部改正 新旧対照表（抄）

【第1条関係】

改正後（案）	現　　行
（支給方法） 第5条　議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	（支給方法） 第5条　議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後（案）	現　　行
（支給方法） 第5条　議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	（支給方法） 第5条　議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第115号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号） 一部改正
新旧対照表（抄）

【第1条関係】

改正後（案）	現　　行
(期末手当等) 第4条　特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条　特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後（案）	現　　行
(期末手当等) 第4条　特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条　特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第116号関係】

三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号） 一部改正 新旧対照表（抄）

【第1条関係】

改正後（案）

（勤勉手当）

第29条　略

2　略

(1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2)　略

3~5　略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

現　　行

（勤勉手当）

第29条　略

2　略

(1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2)　略

3~5　略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		

25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		

	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600	381,600	393,300			
	95		295,200	343,100	382,200	393,600			
	96		295,600	343,500	382,800	393,800			
	97		295,800	343,700	383,500	394,000			
	98		296,100	344,100	384,100	394,300			
	99		296,500	344,500	384,700	394,600			
	100		296,900	344,800	385,300	394,800			
	101		297,100	345,100	386,000	395,000			
	102		297,400	345,500	386,600				
	103		297,800	345,900	387,200				
	104		298,100	346,300	387,800				
	105		298,300	346,800	388,500				
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600	381,600	393,300			
	95		295,200	343,100	382,200	393,600			
	96		295,600	343,500	382,800	393,800			
	97		295,800	343,700	383,500	394,000			
	98		296,100	344,100	384,100	394,300			
	99		296,500	344,500	384,700	394,600			
	100		296,900	344,800	385,300	394,800			
	101		297,100	345,100	386,000	395,000			
	102		297,400	345,500	386,600				
	103		297,800	345,900	387,200				
	104		298,100	346,300	387,800				
	105		298,300	346,800	388,500				
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア　医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

ア　医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科

医師で規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000

医師で規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000

47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		

47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		

	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400	353,700		
	107			331,800	354,100		
	108			332,000	354,500		
	109			332,200	355,000		
	110			332,600	355,400		
	111			333,000	355,800		
	112			333,400	356,200		
	113			333,600	356,700		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700

	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400	353,700		
	107			331,800	354,100		
	108			332,000	354,500		
	109			332,200	355,000		
	110			332,600	355,400		
	111			333,000	355,800		
	112			333,400	356,200		
	113			333,600	356,700		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700

29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	

29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	

84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			

84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			

	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【第2条関係】

改正後（案）	現　　行
（勤勉手当） 第29条　1　略 2　略 (1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額	（勤勉手当） 第29条　1　略 2　略 (1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額の総額

【議案第117号関係】

三豊市支所設置条例（平成18年三豊市条例第9号） 一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）			現　　行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
山本支所	三豊市山本町辻333番地1	山本町の区域	山本支所	三豊市山本町辻333番地1	山本町の区域
三野支所	三豊市三野町下高瀬1978番地1	三野町の区域	三野支所	三豊市三野町下高瀬1978番地1	三野町の区域
豊中支所	三豊市豊中町本山甲201番地1	豊中町の区域	豊中支所	三豊市豊中町本山甲201番地1	豊中町の区域
詫間支所	三豊市詫間町詫間1338番地127	詫間町の区域	詫間支所	三豊市詫間町詫間1338番地13	詫間町の区域
仁尾支所	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2	仁尾町の区域	仁尾支所	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2	仁尾町の区域
財田支所	三豊市財田町財田上2171番地1	財田町の区域	財田支所	三豊市財田町財田上2171番地1	財田町の区域

【議案第118号関係】

三豊市手数料条例（平成18年三豊市条例第71号） 一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）				現　　行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
略				略			
狂犬病予防	犬の登録手数料	1件につき	3,000	狂犬病予防	犬の登録手数料	1件につき	3,000
	狂犬病予防注射手数料	1件につき	2,450		狂犬病予防注射手数料	1件につき	2,300
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件につき	550		狂犬病予防注射済票交付手数料	1件につき	550
	犬の鑑札の再交付手数料	1件につき	1,600		犬の鑑札の再交付手数料	1件につき	1,600
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	340		狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	340
略				略			

【議案第119号関係】

三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成18年三豊市条例第145号）一部改正　新旧対照表（抄）

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（使用料及び額の算定）
第20条　使用料の額は、別表第2に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
2～4　略
5　第1項の場合において、別表第2における一般家庭の世帯の人数及び当該事業所等の処理対象人員の区分の確定方法については、規則で定める。
(削除)
（督促手数料及び延滞金）
第21条　使用料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)の規定による。
（施設利用の停止）
第22条　略
（排水設備の切離し）
第23条　略
（委任）
第24条　略
（罰則）
第25条　略
別表第1(第2条関係)
略
別表第2(第20条関係)
1　一般家庭
<table><tr><td>使用料(月額)</td><td>基本料金　2,000円／世帯
定額制料金　600円／人</td></tr></table></td><td>（使用料及び額の算定）
第20条　使用料の額は、別表第2に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
2～4　略
5　世帯員確認は、原則として毎年4月1日の住民基本台帳によるものとし、中途で世帯人員に増減があってもその年の4月1日現在の世帯人員で算定する。ただし、特別な事情があり市長が認めた場合は、この限りでない。
6　前項の世帯人員は、世帯構成の実情に応じて市長が定めることができる。
（施設利用の停止）
第21条　略
（排水設備の切離し）
第22条　略
（委任）
第23条　略
（罰則）
第24条　略
別表第1(第2条関係)
略
別表第2(第20条関係)
1　三豊市上高瀬第1地区農業集落排水処理施設、三豊市大見地区農業集落排水処理施設及び三豊市北草木農業集落排水処理施設の使用料
(1)　一般家庭
<table><tr><td>使用料(月額)</td><td>1世帯当たり　2,500円　600円／人</td></tr></table>(2)　事業所等
<table><tr><td>人員</td><td>1～10人</td><td>11～20人</td><td>21～40人</td><td>41～60人</td><td>61～100人</td><td>101人以上</td></tr><tr><td>使用料(月額)</td><td>3,000円</td><td>8,000円</td><td>16,000円</td><td>26,000円</td><td>41,000円</td><td>51,000円</td></tr></table></td></tr>
</table>

2　事業所等

処理対象人員	使用料(月額)
1～4人	3,000円
5人	3,300円
6人	3,600円
7人	3,900円
8・9人	4,200円
10人	4,800円
11～15人	5,800円
16～20人	6,900円
21～25人	7,900円
26～30人	9,300円
31～40人	12,200円
41～50人	15,100円
51～60人	31,000円
61～70人	34,000円
71～80人	37,000円
81～90人	40,000円
91～100人	43,000円

2　三豊市潟滿地区農業集落排水処理施設、三豊市上新田地区漁業集落排水処理施設及び三豊市大浜地区農業集落排水処理施設の使用料

(1)　一般家庭

使用料(月額)	1世帯当たり　1,000円　650円／人

(2)　事業所等

人員	1～10人	11～20人	21～40人	41～60人	61～100人	101人以上
使用料(月額)	3,000円	8,000円	16,000円	26,000円	41,000円	51,000円

【議案第120号関係】

三豊市公営設置浄化槽管理条例（平成20年三豊市条例第7号） 一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現　　行
（使用料及び額の算定） 第5条　市長は、浄化槽の使用について、使用者から別表に定める　　額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課された金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を徴収するものとする。 2　前項の場合において、別表における一般家庭の世帯の人数及び当該事業所等の処理対象人員の区分の確定方法については、規則で定める。 3　第1項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 4　使用者が、使用月の途中で浄化槽の利用を開始し、若しくは廃止し、又は休止し、若しくは再開したときの使用料は、利用日数が14日以内の場合は月使用料金の半額とし、15日以上の場合は月使用料金の全額として算定する。 （浄化槽の譲渡） 第11条　浄化槽設置後、基準日から起算して規則で定める期間を経過した当該浄化槽は、使用者に無償で譲渡することができる。 （監督処分） 第12条　略 （委任） 第13条　略 （罰則） 第14条　詐欺その他不正の行為により使用料又はその他の納付金の徴収を免れた者については、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。	（使用料　　） 第5条　市長は、浄化槽の使用について、使用者から別表第1に定める処理区域ごとに別表第2に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課された金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を徴収するものとする。 2　市は、納入通知書により、使用者に対し、納入の通知を行うものとする。 3　第1項の使用料は、毎月末までにその月分を納入するものとし、納付書又は口座振替の方法により徴収するものとする　　。 4　使用者が、使用月の中途において使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料の額は、その使用月の中途にかかわらず1箇月分とする　　。 （監督処分） 第11条　略 （委任） 第12条　略

別表(第5条関係)

1　一般家庭

使用料(月額)	基本料金　2,000円／世帯 定額制料金　600円／人

2　事業所等

処理対象人員	使用料(月額)
1～4人	3,000円
5人	3,300円
6人	3,600円
7人	3,900円
8・9人	4,200円
10人	4,800円
11～15人	5,800円
16～20人	6,900円
21～25人	7,900円
26～30人	9,300円

別表第1(第5条関係)

処理区域	位置
高瀬処理区域	三豊市高瀬町
三野処理区域	三豊市三野町

31～40人	12,200円
41～50人	15,100円
51～60人	31,000円
61～70人	34,000円
71～80人	37,000円
81～90人	40,000円
91～100人	43,000円

（削除）

別表第2(第5条関係)

使用料

1　高瀬処理区域

(単位：円)

人槽	使用料の月額
5	3,000
6	3,300
7	3,600
8	3,900
10	4,400
11～15	5,350
16～20	6,300
21～25	7,250
26～30	8,500
31～40	11,100
41～50	13,750
51～60	31,000
61～70	34,000
71～80	37,000
81～90	40,000
91～100	43,000

2　三野処理区域

(単位：円)

人槽	使用料の月額
5	3,300
6	3,600
7	3,900
8	4,200
10	4,800
11～15	5,800
16～20	6,900
21～25	7,900
26～30	9,300
31～40	12,200
41～50	15,100
51～60	31,000
61～70	34,000
71～80	37,000
81～90	40,000
91～100	43,000

【議案第121条関係】

三豊市立学校条例（平成18年三豊市条例第205号） 一部改正 新旧対照表（抄）

<table>
<tr><th colspan="3">改正後（案）</th><th colspan="3">現　　行</th></tr>
<tr><td colspan="3">別表(第2条関係)</td><td colspan="3">別表(第2条関係)</td></tr>
<tr><td>学校の種類</td><td>名称</td><td>位置</td><td>学校の種類</td><td>名称</td><td>位置</td></tr>
<tr><td>小学校</td><td colspan="2">略</td><td>小学校</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td colspan="2">略</td><td>中学校</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td rowspan="3">幼稚園</td><td colspan="2">略</td><td rowspan="6">幼稚園</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>三豊市立山本幼稚園</td><td>三豊市山本町大野423番地</td><td>三豊市立辻幼稚園</td><td>三豊市山本町辻1379番地2</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td><td>三豊市立河内幼稚園</td><td>三豊市山本町河内749番地</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>三豊市立大野幼稚園</td><td>三豊市山本町大野455番地2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>三豊市立神田幼稚園</td><td>三豊市山本町神田1262番地1</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">略</td></tr>
</table>

【議案第122号関係】

三豊市立幼稚園預かり保育条例（平成18年三豊市条例第208号） 一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現　　行
三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例	三豊市立幼稚園預かり保育条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条　この条例は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)に規定する教育課程に基づき、幼稚園が実施する教育時間終了後の時間に、家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象とした預かり保育及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当すると認定された幼児を対象とした延長保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条　この条例は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)に規定する教育課程に基づき、幼稚園が実施する教育時間終了後の時間に、家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象とした預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
(事業の内容)	
第2条　市が幼稚園において行う預かり保育は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業とする。	
2　市が幼稚園において行う延長保育は、法第20条第3項に規定する保育必要量(ただし、1月当たり平均275時間までの区分は除く。)を超えて保育を行う延長保育事業とする。	
(実施する幼稚園)	(実施する幼稚園)
第3条　預かり保育を実施する幼稚園は、別表に掲げる幼稚園とする。	第2条　預かり保育を実施する幼稚園は、別表に掲げる幼稚園とする。
2　延長保育を実施する幼稚園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた幼稚園とする。	
(保育料)	(保育料)
第4条　預かり保育料及び延長保育料の額は、教育委員会規則で別に定める。	第3条　預かり保育料の額は、幼児1人につき、次のとおりとする。
(削除)	(1)　通常保育時間後　日額400円
(削除)	(2)　長期休業中　日額600円
(保育料の減免)	(保育料の減免)
第5条　略	第4条　略
(委任)	(委任)
第6条　この条例に定めるもののほか、預かり保育及び延長保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で別に定める。	第5条　この条例に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で別に定める。

改正後（案）　別表(第3条関係)

名称	位置
略	
三豊市立山本幼稚園	三豊市山本町大野423番地
略	

現行　別表(第2条関係)

名称	位置
略	
三豊市立辻幼稚園	三豊市山本町辻1379番地2
三豊市立河内幼稚園	三豊市山本町河内749番地
三豊市立大野幼稚園	三豊市山本町大野455番地2
三豊市立神田幼稚園	三豊市山本町神田1262番地1
略	

【議案第123号関係】

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第21号）一部改正　新旧対照表（抄）

改正後（案）	現　　行
（定義） 第2条　略 (1)～(8)　略 (9)　教育・保育給付認定　法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。 (10)　教育・保育給付認定保護者　法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (11)　教育・保育給付認定子ども　法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (12)　満3歳以上教育・保育給付認定子ども　子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。 (13)　特定満3歳以上保育認定子ども　令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。 (14)　満3歳未満保育認定子ども　令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。 (15)　市町村民税所得割合算額　令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。 (16)　負担額算定基準子ども　令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。 (17)　略 (18)　教育・保育給付認定の有効期間　法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。 (19)　教育・保育　法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。 (20)　略 (21)　略 (22)　法定代理受領　法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (23)　略 (24)　略 (25)　略 (26)　略 (27)　略 (28)　略 (29)　略 （一般原則）	（定義） 第2条　略 (1)～(8)　略 (9)　支給認定　法第20条第4項に規定する支給認定をいう。 (10)　支給認定保護者　法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。 (11)　支給認定子ども　法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。 (12)　略 (13)　支給認定の有効期間　法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。 (14)　教育・保育　法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。 (15)　略 (16)　略 (17)　法定代理受領　法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (18)　略 (19)　略 (20)　略 (21)　略 (22)　略 (23)　略 (24)　略 （一般原則）

第3条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	第3条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容　　及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
2～4　略	2～4　略
第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準
第2節　運営に関する基準	第2節　運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第5条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第5条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者　　(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担　　その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
2～6　略	2～6　略
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第6条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第6条　特定教育・保育施設は、支給認定保護者　　から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども　　の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども　　の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定　　に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども　　が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4　前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	4　前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者　　に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講	5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子ども　　に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講

じなければならない。	じなければならない。
(あっせん、調整及び要請に対する協力)	(あっせん、調整及び要請に対する協力)
第7条　略	第7条　略
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(受給資格等の確認)	(受給資格等の確認)
第8条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。	第8条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。
(教育・保育給付認定の申請に係る援助)	(支給認定の申請に係る援助)
第9条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第9条　特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	2　特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。
(心身の状況等の把握)	(心身の状況等の把握)
第10条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第10条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
(小学校等との連携)	(小学校等との連携)
第11条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	第11条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担前額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額	第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第

をいう。)の支払を受けるものとする。

2　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3　特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2)　特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア)　法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円

(イ)　法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提

2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3　特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2)　特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3)　食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

供（アに該当するものを除く。） (ア)　法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ)　法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	
(4)　略	(4)　略
(5)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	(5)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
5　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(施設型給付費　の額に係る通知等)	(施設型給付費等の額に係る通知等)
第14条　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	第14条　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
2　特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	2　特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。
(特定教育・保育に関する評価等)	(特定教育・保育に関する評価等)
第16条　略	第16条　略
2　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	2　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
(相談及び援助)	(相談及び援助)
第17条　特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対	第17条　特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対

し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
(緊急時等の対応)	(緊急時等の対応)
第18条　特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	第18条　特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)	(支給認定保護者に関する市町村への通知)
第19条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	第19条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。
(運営規程)	(運営規程)
第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	第20条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額	(5)　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6)～(11)　略	(6)～(11)　略
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第21条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第21条　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　略	3　略
(掲示)	(重要事項の公開)
第23条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第23条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所への掲示その他の利用申込者が容易に知りうる方法によって、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を公開しなければならない。
(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)	(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)
第24条　特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	第24条　特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(懲戒に係る権限の濫用禁止)	(懲戒に係る権限の濫用禁止)
第26条　特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教	第26条　特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教

育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　略

(利益供与等の禁止)

第29条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　略

(苦情解決)

第30条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　略

3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又

育・保育施設の管理者は、支給認定子ども に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子ども の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに 関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者 の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者 が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　略

(利益供与等の禁止)

第29条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　略

(苦情解決)

第30条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども 又は支給認定保護者 その他の当該支給認定子ども の家族(以下この条において「支給認定子ども等 」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　略

3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等 からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又

は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
5　略	5　略
(事故発生の防止及び発生時の対応)	(事故発生の防止及び発生時の対応)
第32条　特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。	第32条　特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
3　略	3　略
4　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第34条　略	第34条　略
2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録	(2)　第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
(3)　第19条の規定による市町村への通知に係る記録	(3)　第19条に規定する市町村への通知に係る記録
(4)　第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4)　第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(5)　第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5)　第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第3節　特例施設型給付費に関する基準	第3節　特例施設型給付費に関する基準
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、そ	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む

れぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節　利用定員に関する基準

第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員(法第29条第1項の確認において定める

ものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。

第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節　利用定員に関する基準

第37条　特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員(法第29条第1項の確認において定める

ものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2　略

第2節　運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条　特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条　略

2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項

ものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

2　略

第2節　運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条　特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条　略

2　特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項

(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)　必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2)　次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型若しくは小規模保育事

(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)　特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)　必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）	
(2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者	
4　市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。	
5　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)　法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2)　児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	
6　略	2　略
7　事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	3　事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
8　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	
9　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。	4　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。	第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
2　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額	2　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用

をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
3　特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	3　特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
4　特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4　特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(4)　前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	(4)　前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
5　特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(運営規程)	(運営規程)
第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第46条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額	(5)　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6)～(11)　略	(6)～(11)　略
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第47条　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条　特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、

当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　略

(記録の整備)

第49条　略

2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に　　掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)　略

(2)　次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供　　の記録

(3)　次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)　次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5)　次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう　　。以下　　」とあるのは「　　地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう　　。以下この項及び第50条において準用する第19条において　　」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規定」と読み替えるものとする。

第3節　特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事

当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども　　に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　略

(記録の整備)

第49条　略

2　特定地域型保育事業者は、支給認定子ども　　に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)　略

(2)　次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3)　次条において準用する第19条に規定する　市町村への通知に係る記録

(4)　次条において準用する第30条第2項に規定する　苦情の内容等の記録

(5)　次条において準用する第32条第3項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業　　について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る　　施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条　　中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節　特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども　　に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び　　特定地域型保育事

業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第１項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子

業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子

どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附　則

（施行期日）

第1条　略

（特定保育所に関する特例）

第2条　特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2　略

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条　削除

どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

第1条　略

（特定保育所に関する特例）

第2条　特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2　略

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条　特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定す

	る市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。 2　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。
(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第4条　略	(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第4条　略
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第5条　特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第5条　特定地域型保育事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年　を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

【議案第124条関係】

三豊市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年三豊市条例第111号）一部改正　新旧対照表（抄）

改正後（案）	現　　行
（災害弔慰金の額） 第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。	（災害弔慰金の額） 第5条　災害弔慰金の額は、災害により死亡した者1人当たり500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
（償還等） 第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	（償還等） 第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
2　略	2　略
3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。	3　償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

【議案第125号関係】

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第23号）一部改正　新旧対照表（抄）

改正後（案）	現　　行
（職員） 第10条　略 2　略 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10)　略 4・5　略 附　則 （職員に関する経過措置） 第2条　この条例の施行の日から令和5年3月31日　までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日　までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	（職員） 第10条　略 2　略 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10)　略 4・5　略 附　則 （職員に関する経過措置） 第2条　この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

【議案第126号関係】

三豊市土地改良事業分担金徴収条例(平成18年三豊市条例第164号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現　　行
(趣旨) 第1条　この条例は、三豊市営土地改良事業(以下「市営土地改良事業」という。)及び土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条の規定に基づき、三豊市が負担する県営土地改良事業(以下「県営土地改良事業」という。)に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の分担金及び法第96条の4第1項において準用する法第36条第1項に規定する賦課金(以下「分担金等」という。)並びに法第91条の2第1項及び法第96条の4第1項において準用する法第36条の3第1項の特別徴収金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この条例は、三豊市営土地改良事業(以下「市営土地改良事業」という。)及び土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条の規定に基づき、三豊市が負担する県営土地改良事業(以下「県営土地改良事業」という。)に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条による分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。
(分担金等の徴収を受けるもの) 第3条　分担金等は、市営土地改良事業及び県営土地改良事業の施行に係る地域の受益者から徴収する。	(分担金　の徴収を受けるもの) 第3条　分担金　は、市営土地改良事業及び県営土地改良事業の施行に係る地域の受益者から徴収する。
(分担金等の額) 第4条　市営土地改良事業の分担金等の額は、毎年度三豊市が施行する土地改良事業に要する費用の額から国又は県から交付を受ける補助金を差し引いて得た額を超えない範囲内において市長の定める額とし、各受益者の分担割合は、受益に応じて市長が定める。 2　略	(分担金　の額) 第4条　市営土地改良事業の分担金　の額は、毎年度三豊市が施行する土地改良事業に要する費用の額から国又は県から交付を受ける補助金を差し引いて得た額を超えない範囲内において市長の定める額とし、各受益者の分担割合は、受益に応じて市長が定める。 2　略
(特別徴収金　) 第5条　市長が指定する市営土地改良事業及び知事が指定する県営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合若しくは知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合又は規則で定める場合を除く。)においては、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき受益者から前条に規定する分担金等のほか、市営土地改良事業にあっては当該事業につき国又は県から交付を受けた補助金の額及び市が負担した額の合計額、県営土地改良事業にあっては県が国から交付を受けた補助金の額及び県が負担した額並びに市が負担した額の合計額に、それぞれ当該転用農地に係る受益者の同条に規定する分担金等の分担割合を乗じて得た額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)の特別徴収金を徴収する。	(分担金の特例) 第5条　市長が指定する市営土地改良事業及び知事が指定する県営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合若しくは知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合又は規則で定める場合を除く。)においては、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき受益者から前条に規定する分担金の　ほか、市営土地改良事業にあっては当該事業につき国又は県から交付を受けた補助金の額及び市が負担した額の合計額、県営土地改良事業にあっては県が国から交付を受けた補助金の額及び県が負担した額並びに市が負担した額の合計額に、それぞれ当該転用農地に係る受益者の前条に規定する分担金の　分担割合を乗じて得た額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)の分担金を　徴収する。
(徴収方法及び納入期日) 第6条　分担金等及び特別徴収金は、三豊市会計規則(平成18年三豊市規則第55号)で定める納入通知書により、指定期日までに納めなければならない。	(徴収方法及び納入期日) 第6条　分担金　は、三豊市会計規則(平成18年三豊市規則第55号)で定める納入通知書により、指定期日までに納めなければならない。
(徴収の猶予) 第7条　市長は、天災地変その他特別の事情があると認めた	(徴収の猶予) 第7条　市長は、天災地変その他特別の事情があると認めた

ときは、分担金等又は特別徴収金の徴収を受けるものの申請により、分担金等又は特別徴収金の徴収を猶予することができる。 (委任) 第8条　この条例に定めるもののほか、分担金等及び特別徴収金の徴収その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	ときは、分担金　　の徴収を受けるものの申請により、分担金　　の徴収を猶予することができる。 (委任) 第8条　この条例に定めるもののほか、分担金　　の徴収その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【議案第127号関係】

三豊市公民館条例（平成18年三豊市条例第212号） 一部改正 新旧対照表（抄）

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表第1(第2条関係)
(1)　公民館
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>三豊市公民館</td><td>三豊市高瀬町下勝間2373番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市高瀬町公民館</td><td>三豊市高瀬町下勝間2347番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市山本町公民館</td><td>三豊市山本町財田西154番地</td></tr>
<tr><td>三豊市三野町公民館</td><td>三豊市三野町下高瀬1978番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市豊中町公民館</td><td>三豊市豊中町本山甲160番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市詫間町公民館</td><td>三豊市詫間町詫間1338番地127</td></tr>
<tr><td>三豊市仁尾町公民館</td><td>三豊市仁尾町仁尾辛34番地2</td></tr>
<tr><td>三豊市財田町公民館</td><td>三豊市財田町財田上2171番地1</td></tr>
</table>
(2)　公民館分館
略</td>
<td>別表第1(第2条関係)
(1)　公民館
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>三豊市公民館</td><td>三豊市豊中町本山甲160番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市高瀬町公民館</td><td>三豊市高瀬町下勝間2347番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市山本町公民館</td><td>三豊市山本町財田西154番地</td></tr>
<tr><td>三豊市三野町公民館</td><td>三豊市三野町下高瀬1978番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市豊中町公民館</td><td>三豊市豊中町本山甲160番地1</td></tr>
<tr><td>三豊市詫間町公民館</td><td>三豊市詫間町詫間1338番地13</td></tr>
<tr><td>三豊市仁尾町公民館</td><td>三豊市仁尾町仁尾辛34番地2</td></tr>
<tr><td>三豊市財田町公民館</td><td>三豊市財田町財田上2171番地1</td></tr>
</table>
(2)　公民館分館
略</td></tr>
</table>